

三、健保改正

- 一、保険料ハ會社ト政府ヲ金額ヲ負擔サレタシ
- 二、東愛病院ヲ従業員本位ニ改善シ内容ヲ充實サレタシ
- 三、其ノ他

- 一、無辭令者ニハ即時辭令ヲ交附サレタシ
- 二、不當轉勤ハ絶対ニセナイコト
- 三、讀書ハ制限セズ自由ニサセルコト
- 四、双程扱ハ絶対サセヌコト
- 五、御用社員横暴ナ主任ヲ処罰サレタシ
- 六、以上各項ノ歎服ニ對シ吾々全従業員ニ満足スル様至急取計ヲハレル様歎服スル次第デアリマス

昭和三年六月十六日

東京電燈株式會社従業員一同

東京電燈株式會社

社長 若尾璋八殿

別記

(三)

合同促進

並歎服事項

回

答

- 一、歩調ヲ本給ニ繰ハレハ時副勤務ヲ實施スルコト
- 二、社宅ヲ均等ニ支給スルコト
- 三、觀劇會當日ノ給料ヲ倍額支給スルコト
- 四、危険作業特別手当支給ノ件
- 五、勤務中新聞雜誌禁讀解禁ノ件
- 六、紀元節 天長節 明治節 並ニ十二日三十一日ヲ公休トスルコト
- 七、無辭令者ニ即時辭令ヲ交付スルコト
- 八、最低賃金 一月五十圓制ヲ即時實施スルコト

直ニ實施シ難シ

出來得ル限り普遍的ニ建設スルニ

觀劇當日休日ニ相當セルモノニシテ

シ支給スル

考慮中

一日中一時限ヲ限リ適宜休題時限ヲ

フベシ

考慮中

考慮中ナルガ大体ニ實施ノ見込

考慮中